

(案)

令和 7 年 月 日

仙台市長 郡 和子 様

仙台市環境影響評価審査会
会 長 牧 雅 之

今泉工場建替事業に係る環境影響評価方法書について（答申）

令和 7 年 3 月 6 日付 R6 環環企第 10931 号で諮問のありました「今泉工場建替事業に係る環境影響評価方法書について（諮問第 85 号）」に関し、環境の保全及び創造の見地からの意見は下記のとおりです。

記

1 全体事項

（１）計画地は周辺河川の洪水による水害リスクが高い場所であることから、盛土によるかさ上げ以外の浸水対策や災害時の事業の継続性、災害廃棄物の受入れ体制等の災害対応について明らかにするよう求めるべきである。

（２）廃棄物の焼却により発生する余熱の有効活用のみならず、施設面と運用面を含めた温室効果ガスの削減に向けた取り組みを最大限導入するとともに、その取り組みを積極的に公表し、普及啓発に努めるよう求めるべきである。

2 個別事項

（大気質）

（１）大気質の関係地域（2km）内を通る仙台南部道路や仙台東部道路を走行する車両から二酸化窒素や浮遊粒子状物質、粉じんが発生するため、測定値のうち本事業に由来する分を評価するにあたり、両道路の影響を把握するために適切な調査地点の設定を行うよう求めるべきである。

（２）大気質の発生源が高い位置（煙突口）にある場合、その直下で影響が最大にならず、一定程度離れた地点で最大濃度となることについて、周辺住民に納得していただけるようなわかりやすい説明を行うよう求めるべきである。

（３）大気質の高さ方向の予測は、住民等への健康影響の観点から地上高さ 1.5m のみとされているが、発生源は煙突であることから、視覚的に分かりやすく高さ方向の濃度分布も示すよう求めるべきである。

(4) 工場の稼働に伴い発生する微小粒子状物質(PM2.5)は、健康影響が懸念される物質であることから、建替え前後において測定を行うよう求めるべきである。

(温室効果ガス等)

(5) 供用後の二酸化炭素排出量の予測において、ごみ質のプラスチック等の組成等により結果が大きく変わることから、助燃材の種類も含めた予測条件を明確にするとともに、必要に応じて複数条件での予測を行うよう求めるべきである。